

## 主な論点（案）

### 【総論】

○平成16年に全文改正された信託業法は、

- その附則により、施行状況について検討を加え、必要があると認める場合、所要の措置を講ずること、
- 国会審議における附帯決議により、高齢者等の生活を支援する福祉型の信託等について幅広く検討を行うこととされている。

上記の点を踏まえ、施行状況の評価、今後採るべき方策等についてどのように考えるか。

### 【平成16年改正の評価等について】

○平成16年改正の主な改正点は以下のとおり。

- 受託可能財産の範囲の拡大
- 担い手の拡大  
(例：信託会社の参入基準の整備、管理型信託制度の創設等)
- 信託契約代理店制度の創設
- 委託者・受益者の保護の観点からの手当て  
(例：勧誘ルール、受託者責任、信託業務の外部委託、兼業規制、ディスクロージャー等の整備等)

○平成18年の新しい信託法の施行に伴う整備法による主な改正点は以下のとおり。

- 新しい形態の信託類型に対する所要の措置
- 受託者義務についての合理化  
(例：利益相反行為の禁止の免除要件の明確化、利害関係人の範囲

の見直し等)

■ 信託業の適用除外の明確化

(例：弁護士が委任契約に付随して費用の預託を受ける場合等)

上記のような改正がなされた現行の信託業法の施行状況について、

- ① 信託の積極的な活用の観点からどのように評価するか。
- ② 受益者保護及び信託制度への信頼確保の観点からどのように評価するか。
- ③ その他評価の際に留意しておくべき点はあるか。

【株式会社以外による信託業への参入について】

○平成 16 年改正の際、

- 信託業法における規制体系は、当該信託会社が行う信託業務の内容・機能に応じたものとするのが適当と考えられる、

とされて、管理型信託業(登録制)と運用型信託業(免許制)の二類型が設けられた。そして、担い手については、

- 信託業の担い手は、業務の安定性・継続等の観点、ガバナンスの観点から優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられる、
- 株式会社以外による信託業への参入については、その必要性や妥当性を踏まえ、会社法制の動向や他の金融業態の取扱いとの整合性にも配意し、参入の適否を検討することが考えられる

とされた。

株式会社以外(個人や公益法人等)による信託業への参入についてどのように考えるか。

(1) 現行信託業法上は、信託業を管理型信託業と運用型信託業に二分し、信託業への参入形態を株式会社に限定しているが、このような規制のあり方は合理的か。

- 現行の信託業法上求められている財産基盤・ガバナンス等が確保されている場合、管理型信託業・運用型信託業について、株式会社に限らず幅広い組織形態による参入を認めることができるのではないか。
- (管理型信託業・運用型信託業について株式会社要件を維持する合理性があるとしても)従来と異なる信託業の類型を認め、株式会社以外の参入を認める等新たな規律を設ける必要がないか。

(2) ((1)において従来と異なる信託業の類型を認める必要があると考える場合)いかなる類型の信託業について、株式会社以外の参入を認める等新たな規律を設ける必要があるか。

- いわゆる福祉型の信託については、弁護士、公益法人等の参入の必要性が指摘されているが、具体的にどのような必要性があるのか。
- 高齢者や障害者の生活支援のための制度として既に存在する後見制度と信託との関係をどのように捉えるべきか。

(3) ((1)、(2)において株式会社以外による信託業への参入を認めるべきと考える場合)新たな担い手に対してはいかなる規制・監督を課すべきか。

- 新たな担い手としていかなる範囲の者に参入を認める必要があるか。
- 参入規制・行為規制・監督のあり方についてそれぞれどのように考えるべきか。

## 【その他】

英米法の国と比して信託制度の活用が必ずしも広がっていない現状の下、信託の活用を促進し、信託業の健全な発展や信託制度に対する国民の信頼を一層確保するためには、どのような方策・法的枠組みが必要なのか。